

ケアカレッジ ウィル 姫路 学則

事業者の名称	有限会社 ジャポネックス
研修事業の名称	ケアカレッジ ウィル ひめじ (通学)
研修の実施期間	2022年10月15日～2022年12月24日
修了証明書交付 予定年月日	2023年1月21日
研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 通学
事業者指定番号	
開講の目的	高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した「介護サービス」の提供を実現するために、必要な知識と技能を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。
講義・演習室 (住所も記載)	〒672-8080 姫路市飾磨区英賀宮町1丁目22番 ひなげしの家 テナント
実習施設	実施しない
講師の氏名及び	「担当講師一覧表」を参照。
研修カリキュラム	「研修カリキュラム一覧」を参照。
使用テキスト	中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト
受講資格	受講対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県在住、在勤等でスクーリングに参加可能な方。 ・介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方。 ・ご家族の為に、研修を必要とされる方。 ・有限会社ジャポネックス、株式会社アイアルケアに就業予定の方で、研修を必要とする方。 定員：14人
広告の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募する。 基本的に開講日の3週間前より募集開始し、自社ホームページに募集広告を掲載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・応募者多数の場合は審査の上決定する。
情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス http://www.will-com.co.jp/
受講手続き及び 本人確認の方法	TEL0120 - 416 - 529にて受付。 申し込み用紙を郵送またはFAXで送信し、記入後返送する。 本人確認の方法 1：戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 2：住民基本台帳カード 3：在留カード等 4：健康保険証 5：運転免許証 6：パスポート 7：年金手帳 8：運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証 1～8のいずれかを初回受講時に持参する事。

受講料及び受講料 支払方法	29,800 円（テキスト代、消費税含む） 支払方法は一括前払いとする。 受講料を振り込み期日（原則受付日から申込締切日）までに当社振込口座へ入金。入金をもって受講決定とする。
解約条件及び 返金の有無	受講者からの解約は次のとおりとする。 （１）研修開始7日前までに、解約の希望がある場合は受講者本人よりその旨を書面もしくは電話にて連絡する。 なお、研修開始7日以上前の自己都合の解約の場合、テキスト代5,400円の返金はないものとする。 それ以降での解約の場合、テキスト代及び事務手数料合わせて14,900円の返金はないものとする。 （２）研修開始後の自己都合の解約の場合、原則として返金はないものとする。
受講者の個人情報 の取り扱い	受講生の個人情報に関しては、研修に関する連絡事項や運営において必要な範囲で使用する。 取得した個人情報は、法令で定める場合を除き、本人の同意なしに第三者への提供は行わない。
研修修了の認定 方法	認定方法：指定された全日程を履修すること。 筆記試験「1時間で7割以上」を合格すること。 研修の修了年限：8カ月 評価不合格及び欠席時の取り扱い：再評価を行う。
補講の方法及び 取扱	研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。 原則、個別対応で実施する なお、いずれの場合も補講にかかる受講料については1日3,000円とする。
科目免除の取扱	科目免除は行わない。
苦情等相談担当者名	窪園京子
研修事務担当者名	窪園京子
修了証明書を亡失・ き損した場合の取扱い	修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行については、修了証明書及び修了証明書（携帯用）ごとに各1,080円を受講者の負担とする。
その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受講の取り消し及び除籍について 次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。 その場合の受講料の返金を行わない。 （１）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 （２）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者講継続の意思の無いことを申し出た者 （３）兵庫県介護職員初任者研修実施要綱で規定する履修期間（8ヶ月以内）を超えた者。 （１）と（２）に関しては、双方（受講者と当社）の意思を確認の上決定する。 ・遅刻について 理由の如何にかかわらず、研修開始から30分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ることとする。